

償却資産の申告は1月31日までに

償却資産とは、工場や商店などを経営する法人および個人、賃貸住宅や駐車場などを貸し付ける方が、事業のために用いる構築物、機械、車両、工具、備品などの事業用資産のことです。

償却資産の所有者は、償却資産が所在する市区町村へ、平成31年1月1日現在の資産の状況を、1月31日（木）までに申告してください。詳しくは、担当へお問い合わせください。

担当 固定資産税課 ☎046(252)8047 ☎046(255)3550

市民の皆さんからのご意見をパブリックコメント情報

第2期座間市教育大綱（案）にご意見を

市では、座間市教育大綱の計画期間終了に伴い、第2期座間市教育大綱（案）を作成しましたので、市民の皆さんからの意見を募集します。皆さんから頂いたご意見に対する市の考えは、市ホームページなどで公表します。

- 意見を出せる方 市内在住・在勤・在学者、市内に事業所などを有する法人またはその他の団体、公募事案に利害関係を有する方
- 募集期間 1月4日～2月3日（日）
- 閲覧場所 市役所3階企画政策課・5階教育総務課・1階市民情報コーナー、各出張所、市公民館、北・東地区文化センター、図書館、青少年センター、（市ホームページで閲覧可）
- 意見の提出方法 住所、氏名（法人などは名称と代表者名）、電話番号を明記し、任意の書式で〒252-8566座間市企画政策課宛てに郵送、ファクス、または直接担当へ（市ホームページから電子申請可）
※市内在勤者は事業所名と所在地、市内在学者は学校名と所在地、法人などは所在地を加えてご記入ください。

担当 企画政策課 ☎046(252)8287 ☎046(255)3550

ご利用ください 「リサイクルプラザ」

リサイクルプラザは、ごみの減量・資源化を進め、資源の有効利用について学ぶための施設です。

同プラザでは、ごみとして出された物の補修・販売を行う他、講座や研修会を開催しています。

館内には、再生品を展示する展示ホールや補修を行う修理再生室、研修室、工房室があります。



展示ホール

リサイクルプラザ

- 開館時間 午前9時～午後5時（月曜日および祝日の翌日を除く）
※月曜日が祝日の場合は開館し、翌日が休館となります。
- ところ 東原二丁目16番10号

2月の定期販売

リサイクル家具の展示・販売

- 資源の有効利用を目的として、粗大ごみとして出された家具などを補修して安価で販売しています（多数抽選）。
- 購入申込 1月19日（土）～2月1日（金）午前9時～午後5時（月曜日を除く）
- 抽選・販売 2月2日（土）午前10時から
- ところ リサイクルプラザ
- 対象 営利目的でない市内在住・在勤・在学者
- 申込方法 購入希望者本人が直接同プラザへ（一人1点。電話・代理申込不可）

担当 リサイクルプラザ ☎046(252)7963 ☎046(252)7964

昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅を対象に、無料耐震相談会を開催します。なお、市では、耐震診断に関する電話や訪問などによる個別勧誘を行っていません。

○と き 2月23日（土）
午前9時30分～午後4時
※一人約45分で時間予約制（申込順）です。

○ところ 北地区文化センター12階 ホール

○持ち物 受付後に市が送付する書類、確認申請などの図面（略図可）、建物状況が分かる写真など

○申込方法 1月15日（火）～2月5日（火）に電話、ファクスまたは直接担当へ

○耐震診断を希望する方
診断費の2分の1（上限5万円）

○改修計画書の作成を希望する方
計画書作成費用の2分の1（上限5万円）と耐震工事費用の2分の1（上限50万円）、一定収入に満たない場合は20万円加算、市内施工者利用の場合には20万円加算

雨水浸透施設等設置助成

担当 環境政策課 ☎046(252)8214 ☎046(257)7743

地下水・湧水保全を目的として、雨水浸透施設などの設置費用の一部を助成します。詳しくは、担当へお問い合わせください。

○助成額

- ▽雨水浸透ます（2基以上）
11基1万2500円（上限4基）
- ▽雨水貯留槽
11平方メートル以上
11平方メートル以下
11平方メートル以上
11平方メートル以下
- ▽雨水貯留槽
本体価格などの半額（上限2万5千円。千円未満の端数は切り捨て）

文化財防火デー

担当 予防課 ☎046(255)2187 ☎046(255)3225

現存する世界最古の木造建造物である法隆寺金堂の火災による壁面損傷を教訓として、毎年1月26日は、「文化財防火デー」として文化財防火運動を実施しています。

市内にも、国指定重要文化財である星谷寺境内の嘉禄三年紀梵鐘（入谷3丁目）

市指定重要文化財である鈴木家鍛冶文書4通（座間1丁目）などが保管されています。

貴重な文化財を火災から守り、後世へ伝えていくために、文化財の所有・管理者だけでなく、周辺に在住する方も火の取り扱いに十分注意しましょう。

相談会参加者への補助
相談会参加者へ次の通り補助します。なお、住宅耐震改修をした場合には、所得税額の特別控除および固定資産税額の減額措置の制度があります。

木造住宅無料耐震相談会

担当 建築住宅課 ☎046(252)7396 ☎046(255)3550

宅地内漏水にご注意を

担当 経営総務課 ☎046(252)8541 ☎046(257)4155

全ての蛇口を閉めた状態で、水道メーターのパイロット（銀色または赤色のポタンのようなもの）が回転している場合は、水道メーターから蛇口までの間で漏水している可能性があります。また、「使用水量のお知らせ」に記載した使用水量が急増した場合も漏水している可能性があります。

漏水による水道料金および下水道使用料の増額は、使用者負担です。漏水の早期発見に努めましょう。

なお、地下埋設管や壁体内部からの漏水など、一定の要件を満たしていると、水量認定により水道料金と

軽微なものを除き、漏水修理は市指定給水装置工事事業者しか行えません。宅地内給水装置の修理費用は、使用者または所有者の負担です。詳しくは、市ホームページをご覧ください。お問い合わせ先は担当へお問い合わせください。

○問い合わせ先 水道料金お客様センター ☎046(266)5520（受け付けは午前8時30分～午後8時）